

北陸先端科学技術大学院大学附属図書館と石川県公共図書館協議会との 図書資料の文献複写に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「北陸先端科学技術大学院大学附属図書館と石川県公共図書館協議会との相互協力に関する覚書」第2項に基づき、図書館資料(以下「資料」という。)の文献複写に関し必要な事項を定める。

(資料の範囲)

第2条 文献複写することのできる資料の範囲は、文献複写の依頼を受け付ける図書館(以下「受付館」という。)の定めるところによる。

(文献複写の手続)

第3条 文献複写を依頼するときは、別に定める文献複写申込書を受付館に提出しなければならない。

(複写物の受け渡し)

第4条 複写物の受け渡しは、原則として郵送とし、梱包の表に文献複写であることを明記する。

(複写経費)

第5条 複写経費は、受付館の定める料金及び送料の合算額とする。

2 依頼館は、受付館からの請求に基づいて複写経費を速やかに納入するものとする。

(著作権に関する責任)

第6条 文献複写の依頼及び受付に当たっては、著作権の保護に留意し、その運用にあたらなければならない。

附則

この要領は、平成17年7月1日から実施する。